

令和3年第1回尾張北部環境組合議会
定例会会議録

会期 令和3年2月8日（月曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第5 議案第2号 尾張北部環境組合公正入札監視委員会条例の制定について
日程第6 議案第3号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第5号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第6号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計予算

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	堀 元 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	丹羽 勉 君
第9番	丹羽 孝 君	第10番	高木 義道 君
第11番	小室 輝義 君	第12番	和田 佳活 君

職務のため議場に参加した職員の職・氏名

書記長	松山 和巳 君	書記	江幡 直利 君
-----	---------	----	---------

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	鯖瀬 武 君
会計管理者	今枝 直之 君	犬山市経済環境部長	永井 恵三 君
犬山市環境課長	高木 衛 君	江南市経済環境部長	阿部 一郎 君

江南市環境課長	牛尾 和司 君	大口町まちづくり部長	水野 眞澄 君
大口町環境対策室長	岩田 雄治 君	扶桑町産業建設部長	澤木 俊彦 君
扶桑町産業環境課長	村田 武司 君	事 務 局 長	坪内 俊宣 君
総 務 課 主 幹	日比野正樹 君	総 務 課 主 査	上條 靖之 君
総 務 課 主 査	杉浦 健浩 君		

(午後 2 時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（和田佳活君） こんにちは。

ただいまから令和3年第1回尾張北部環境組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、挨拶申し上げます。

本日は、ここに令和3年第1回定例会が招集されましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中を御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されております議案は、専決処分の承認を求めることについてをはじめ5議案であります。いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、適切な議決をされますようお願い申し上げます、簡単ではあります、開会の挨拶といたします。

続きまして、管理者より御挨拶いただきたいと思います。

○管理者（澤田和延君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては大変御多用の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま議長さんから御報告のありましたとおり、本定例会に提出させていただきました案件は、専決処分の承認を求めることについてをはじめ5議案の御審議をお願いするものでございます。後ほど事務局長から詳しく説明をさせていただきますが、いずれも今後の組合事業を進めていく上で重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重な御審議をいただき、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（和田佳活君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（和田佳活君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、議長において、5番 鈴木貢議員、7番 齊木一三議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（和田佳活君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、さきの議員代表者会議において協議されました結果、お手元に配付しました会期日程（案）のとおり、本日1日間とすることに御意見の一致を見ました。

ここでお諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（和田佳活君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（和田佳活君） 日程第3、諸般の報告を行います。

定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

そのうち議案第4号につきましては、当局の申出により定例会前に行われました代表者会議において取下げの承認がされました。なお、議案第4号は欠番となることを併せて御報告いたします。

以上、提出議案の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対して出席を求めましたので、御報告申し上げます。

続いて、監査委員から例月出納検査及び令和2年度定例監査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第3号まで、議案第5号及び議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（和田佳活君） 続いて、日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてから日程第8、議案第6号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 議案第1号について御説明いたします。議案第1号の1ページをお願いいたします。

令和3年議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をさせていただきました

ので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、国家公務員の一般職の職員の期末手当改定に伴い、早急に条例の整備を講ずる必要があったからでございます。

2ページをお願いいたします。

令和2年専決第1号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

令和2年11月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により、尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分をさせていただきます。

提案理由は、国家公務員の一般職の職員の期末手当改定に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

給与法の改正が国会で成立いたしました11月27日から11月30日までの間に組合条例の一部改正案を議決、施行する必要がございましたが、この間に議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条に規定する専決処分をさせていただきます。

専決処分の内容につきましては、3ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第9条第2項中、12月1日の基準日以降、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の130」から「100分の125」に改正いたしました。

附則として、この条例は、令和2年12月1日から施行しております。

4ページをお願いいたします。

一部改正に係る新旧対照表を掲げてございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

5ページをお願いいたします。

改正の要旨となります。

議案第1号の専決処分に係る支給月数と議案第3号の条例の一部改正に係る支給月数が分かるようにまとめた資料を添付しております。こちらも後ほど御参照をいただきたいと思います。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号について御説明いたしますので、議案第2号の1ページをお願いいたします。

議案第2号は、尾張北部環境組合公正入札監視委員会条例の制定についてでございます。

事業者選定の入札につきましては、昨年5月に入札公告をしたものの、その後、10月1日に一時中断をしております。適正な入札を妨害する行為が行われている疑いがあるという情報提

供があったためというのが中断した理由の一つでもあります。入札中断後、組合事務局で関係者に対する聞き取りや弁護士への相談等を重ねてまいりましたが、現時点で入札妨害についての判断までには至っておりません。

今回、独立性の高い第三者機関である公正入札監視委員会の設置をお願いし、公正中立な学識者などの方々にこの間の事務局による調査なども含めて検証していただき、入札妨害について答申をいただき、その答申を踏まえた上で今後の入札の進め方についての結論を導き出していくことを狙いとしております。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

令和3年議案第2号 尾張北部環境組合公正入札監視委員会条例の制定について。

尾張北部環境組合公正入札監視委員会条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、尾張北部環境組合公正入札監視委員会を設置するため必要があるからでございます。

議案の内容につきまして御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。

第1条は委員会の設置についてで、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、尾張北部環境組合が締結する契約について適正な執行を図るため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として尾張北部環境組合公正入札監視委員会を置くとしております。

第2条は委員会の所掌事務についてで、管理者の諮問に応じ、契約に係る入札談合等に関する情報について調査し答申すること、その他適正な契約の執行のため、必要な事項に関することを所掌していただきます。

第3条は委員会の組織についてで、第1項で委員は3名以内とし、第2項で委員には第1号で学識経験者、第2号でその他管理者が必要と認める方に委嘱すると規定しております。第3項は委員の任期で、任期は委嘱の日から当該案件についての答申をいただくまでとしております。

第4条は、委員会の委員長について定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第5条は委員会の会議について、第6条は委員会の庶務について、第7条は委任についてそれぞれ定めております。

附則といたしまして、第1項は施行期日を公布の日からとすることについて、第2項は委員報酬についてそれぞれ定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

参考といたしまして、附則第2項により改正する条例の新旧対照表を添付しておりますので、

御参照を賜りたいと存じます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第3号について御説明いたしますので、議案第3号の1ページをお願いいたします。

令和3年議案第3号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、国家公務員の一般職の職員の期末手当改定に伴い、所要の整備を図るため必要があるからでございます。

2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

専決第1号で改正いたしました第9条第2項中、期末手当基礎額に乗じる割合「100分の125」を6月1日の基準日以降「100分の127.5」に改めるものでございます。

附則となりますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

3ページには参考資料といたしまして、条例の一部改正に係る新旧対照表を掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第5号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第2号)について御説明いたしますので、議案第5号の1ページをお願いします。

令和2年度尾張北部環境組合の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,298万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,307万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

後ほど、第2表を用いて説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正を掲げておりますが、後ほど歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

1枚はねていただきますと、第2表 繰越明許費が出てまいります。

3款1項建設事業費のごみ処理施設整備事業のうち、入札中断により中断しております基本

設計策定業務委託料の358万8,000円分及び現在交渉中で今年度購入ができないおそれのある事業エリアの南側3筆分の用地費等の1,695万5,000円分、合計2,054万3,000円の繰越明許のお願いをするものでございます。

1枚はねていただきまして、6ページ、7ページをお願いします。

こちらは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。

恐れ入ります、さらに1ページはねていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金では、5,298万9,000円を減額するものでございます。減額補正の主な要因といたしましては、歳出における議会費、総務費及び建設事業費の執行残額の整理に伴うものでございます。

その内訳でございますが、1節議会運営費負担金では、9ページの説明欄に掲げてございます構成市町それぞれ22万500円を減額するものでございます。その下、2節ごみ処理施設建設費負担金では、同じく説明欄に掲げてありますように、犬山市1,597万1,838円、江南市2,103万4,033円、大口町654万8,286円、扶桑町855万2,843円をそれぞれ減額するものでございます。その結果、歳入の補正予算額の合計は5,298万9,000円の減額となり、総額1億7,307万5,000円となります。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

次は歳出でございます。

1款1項1目議会費におきましては、行政視察の未執行に伴い、8節の旅費、13節の使用料及び賃借料の合計88万2,000円を減額するものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、142万4,000円の減額をお願いするものでございます。

その内容でございますが、増額補正は議案第2号で説明いたしました公正入札監視委員会委員の報酬9万9,000円と費用弁償8,000円でございます。それ以外は今後の執行見込みなどから減額をお願いするものでございます。

そのうち8節旅費につきましては、コロナ関係による職員研修の中止や行政視察の未執行に伴い、普通旅費と調査旅費を減額しております。

12節委託料、財務書類作成等支援委託料におきましては、予算額と契約金額の差額を減額しております。

13節使用料及び賃借料では、行政視察の未執行に伴い、バス借上料、有料道路通行料を減額しております。

18節負担金補助及び交付金では、派遣職員人件費負担金でございますが、今後の執行見込みから減額をしております。

次に、2款総務費、1項総務管理費、2目公害防止委員会費におきましては、今後の執行見込みなどから27万4,000円の減額をお願いしております。公害防止委員会費につきましては、1節報酬では執行残を減額し、13節使用料及び賃借料では、バスの借上料と有料道路通行料の予算額から執行額の差額を減額したものでございます。

次に、2款総務費、2項1目監査委員費におきましても行政視察の未執行に伴い、8節旅費5万9,000円の減額をしております。

最後に、3款1項1目建設事業費におきましては、今後の執行見込みなどから5,035万円の減額をお願いするもので、その内容でございますが、墓地の移転交渉が難航しているため、11節役務費の広告料6万5,000円と12節委託料の物件調査業務委託料815万5,000円を減額するものでございます。

また、嘱託登記委託料47万円につきましては、土地の分筆登記の執行見込みがないため、草刈等委託料118万8,000円につきましては、執行残額をそれぞれ減額するものでございます。

16節公有財産購入費につきましては、市道の9筆と用地交渉が難航している墓地の2筆とその他7筆などの予算4,047万2,000円の減額をお願いするものでございます。

その結果、歳出の補正額は5,298万9,000円の減額となり、歳出予算総額を1億7,307万5,000円とするものでございます。

12ページ、13ページが給与費明細書でございますので、後ほど御参照を賜りたいと存じます。以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第6号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計予算について御説明をさせていただきます。

お手元の令和3年度尾張北部環境組合一般会計予算書及び予算説明書をお願いします。

恐れ入りますが、予算書の3ページをお願いいたします。

議案第6号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,027万6,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

この第1表につきましては、4ページに歳入、5ページに歳出をそれぞれ掲げておりますので、後ほど御参照を賜りたいと存じます。

次に、第2条は債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度

額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

この第2表につきましては、2枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

事項といたしましては、3款の環境影響評価事後調査業務委託とごみ処理施設整備・運営事業でございます。

上段の環境影響評価事後調査業務委託につきましては、事業期間は令和3年度から4年度で、3年度の予算につきましては歳出予算で計上しておりますので、後年度の446万6,000円を限度額とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

下段のごみ処理施設整備・運営事業につきましては、令和2年度当初予算にも債務負担行為をお願いしておりましたが、実際に債務を負担する契約が締結されない場合、当該債務負担行為は、設定した年度の経過によりその効力を失うとされております。つまり令和2年度中に事業者との契約が締結できない場合は、3年度に入りますとその効力を失うこととなります。これは債務負担行為も予算の一部であり、その執行力は設定年度に限られるためであります。入札は現在一時中断しておりますが、契約事務は現在も継続しておりますので、引き続き債務負担行為が必要となってまいりますので、改めて新たな債務負担行為の設定をお願いするものでございます。期間を令和3年度から令和26年度までとし、限度額を予定価格と同額の429億円に、廃棄物の処理量の変動による増減額、物価変動による増減額、並びに消費税率及び地方消費税率の変更に伴う増減額の範囲内とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、予算の主な内容につきまして御説明いたしますので、はねていただきまして8ページ、9ページをお願いいたします。

こちらは、歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

前年度予算2億2,606万4,000円と比較いたしますと、令和3年度は歳入歳出それぞれ1億3,578万8,000円の減額となるものでございます。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

こちらは歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金は、組合運営経費として規約に基づく負担割合に応じて構成市町に御負担いただくものでございます。8,900万2,000円でございます。前年度と比較しますと1億2,067万3,000円の減額でございます。

その内訳でございますが、1節議会運営費負担金は、歳出の議会費133万6,000円を議員定数割で負担していただくものでございます。

その下の2節ごみ処理施設建設費負担金は、議会費、国庫支出金などを除く組合の運営事業費8,766万6,000円を均等割100分の15、人口割100分の85で御負担いただくものでございます。

なお、構成市町の負担金内訳につきましては、11ページの説明欄にその内訳を、また別冊の

当初予算参考資料の1ページにも前年度予算との比較を掲げておりますので、後ほど御参照を賜りたいと存じます。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目使用料、1節事業使用料は、行政財産目的外使用料、電柱2本分といたしまして3,000円を計上しております。

3款国庫支出金、1項1目国庫補助金、1節ごみ処理施設建設費補助金は、ごみ処理施設整備に伴う循環型社会形成推進交付金といたしまして126万8,000円を計上しております。令和3年度の交付要望額は交付対象事業費に交付率の3分の1と調整率97.5%を乗じた126万8,000円となるものでございます。

なお、この詳細につきましても、別冊の当初予算参考資料2ページに掲げておりますので、後ほど御参照を賜りたいと存じます。

その下、4款1項1目1節繰越金は1,000円を、最下段、5款諸収入、1項1目雑入は2,000円を計上しております。

歳入合計は9,027万6,000円で、昨年度と比較いたしますと1億3,578万8,000円の減額でございます。

次に、歳出でございます。

最初に、令和3年度に実施を予定しております主な事業の概要につきまして御説明いたしますので、別冊の令和3年度当初予算参考資料の3ページをお願いいたします。

3ページの上段でございます。環境影響評価等調査業務でございます。

1の事業目的でございますが、新ごみ処理施設の整備事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民等から意見を聞き、それらの意見を踏まえて環境保全の見地からより望ましい事業計画にするものでございます。

事業内容でございますが、令和3年度は準備書に対する愛知県知事等からの意見を踏まえ、必要に応じて内容を見直した評価書の公告・縦覧を実施してまいります。また、都市計画決定手続に係る愛知県知事協議を経まして、都市計画決定告示・縦覧の実施をするものでございます。

3の事業費でございますが、委託として、平成29年度から令和3年度までの5年間の事業となりますが、令和3年度は118万8,000円をお願いするものでございます。

環境影響評価等調査業務の概要につきましては、以上でございます。

次のその下段でございます。環境影響評価事後調査業務でございます。

1の事業目的でございますが、環境影響評価に基づき、ホンドキツネに対する環境保全措置及び工事中の事後調査を実施し、環境保全措置の妥当性を確認するものでございます。

その下の事業内容でございますが、事業実施区域内に営巣が確認されたホンドキツネに対す

る環境保全措置を実施し、その妥当性を確認するため、工事着手後に繁殖期間中の調査を行うものでございます。また、調査結果及び専門家へのヒアリングを踏まえ、必要な措置と調査を実施するものでございます。

その下の事業費でございますが、委託として令和3年度から4年度の2か年の事業となりますが、3年度につきましては694万1,000円をお願いするものでございます。

環境影響評価事後調査業務の概要につきましては以上でございます。

1枚はねていただきました4ページをお願いいたします。

上段は地歴調査業務でございます。

事業目的でございますが、愛知県の条例である県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、地歴調査を実施することを目的とするものでございます。

2の事業内容でございますが、資料調査、聴取調査、現地調査を行い、土壌汚染状況報告書を作成するものでございます。

3の事業費でございますが、委託として301万4,000円をお願いするものでございます。

地歴調査業務の概要につきましては以上でございます。

次に、その下段は、循環型社会形成推進地域計画（第2期）の策定業務でございます。

事業目的でございますが、循環型社会形成推進交付金の交付申請に必要となる令和4年度から計画期間を5か年度とする新たな循環型社会形成推進地域計画の策定を目的とするものでございます。

2の事業内容でございますが、地域内自治体が策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物の処理目標を設定するものでございます。発生抑制、処理体制、施設整備に関する計画支援事業など、具体的な施策を整理し、計画期間中に必要となる処理施設の整備について概要等を取りまとめるものでございます。

3の事業費でございますが、委託として399万6,000円をお願いするものでございます。

循環型社会形成推進地域計画（第2期）策定業務の概要につきましては、以上でございます。

令和3年度に実施を予定しております主な事業の概要につきましては、以上でございます。

引き続き、歳出予算の内容につきましても御説明をいたしますので、恐れ入りますが、もう一度一般会計予算書及び予算説明書に戻っていただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は133万6,000円で、前年度と比較いたしますと15万8,000円の増額となるものでございます。

増額の主な理由といたしましては、令和3年度は会議録の作成の時間が増えると見込み、会議録作成業務委託料を増額しております。

主な支出といたしまして、8節旅費には行政視察の費用弁償として68万2,000円、12節委託料には会議録作成業務委託料として44万6,000円、13節使用料及び賃借料には行政視察の実施に伴う大型バス借上料等として15万8,000円を計上しております。

1枚はねていただきました14ページ、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は6,987万4,000円で、前年度と比較いたしますと422万8,000円の減額でございます。

減額の主な理由といたしましては、用地グループを廃止することなどで、構成市町からの派遣職員を8人から7人体制へといたします。これに伴い、組合派遣職員人件費負担金が減額となっております。

主な支出について御説明させていただきます。

今年度は1節報酬には公正入札監視委員会委員の報酬を追加し、報酬の合計として122万2,000円を計上しております。

恐れ入ります。1枚はねていただきまして、16ページ、17ページをお願いします。

12節委託料には組合例規集システムを維持管理するための例規集システム維持管理委託料として88万円、財務書類作成等支援委託料として36万3,000円を計上しております。

13節使用料及び賃借料には議会費と同様、行政視察の実施に伴う大型バス借上料等を計上しております。

18節負担金補助及び交付金には、組合事務局職員体制を8人から7人としますが、その派遣職員人件費負担金として6,157万7,000円を計上しております。

17ページの最下段は、2款1項2目公害防止委員会費でございます。24万3,000円で、前年度と比較いたしますと27万円の減額でございますが、これは3年度は他の施設の視察を計画していないことによるものでございます。

主な支出は、委員会委員の報酬として23万4,000円を計上しております。

1枚はねていただきました18ページ、19ページをお願いいたします。

2款2項1目監査委員費は19万9,000円で、主な支出は監査委員2名の報酬でございます。

3款1項1目建設事業費は1,762万4,000円で、前年度と比較いたしますと1億3,144万6,000円の減額でございます。

減額の主な理由といたしましては、環境影響評価等調査が前年度と比べ4,924万7,000円の減、用地購入費が8,007万8,000円の減となっており、この2つで1億2,932万5,000円の減額でございます。

次に、主な支出について御説明いたします。

1節報酬には、事業者選定委員会委員の報酬として29万7,000円を計上しております。

12節委託料には、環境影響評価等調査業務委託料として118万8,000円、基本設計策定等業務委託料として89万1,000円、環境影響評価事後調査業務委託料として694万1,000円、地歴調査業務委託料として301万4,000円、循環型社会形成推進地域計画（第2期）策定業務委託料として399万6,000円などを計上しております。

1枚はねていただきまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費は、前年度と同額の100万円を計上させていただいております。歳出合計は9,027万6,000円で、前年度と比較いたしますと1億3,578万8,000円の減額でございます。

なお、22ページから27ページにつきましては、本予算案に関係します資料をそれぞれ掲げておりますので、後ほど御参照を賜りたいと存じます。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（和田佳活君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案ごとに質疑・討論・採決の順で行います。

なお、質疑は尾張北部環境組合議会会議規則第47条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までとなっておりますので御了承のほどお願いいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の質疑を終結いたします。

これより議案第1号の討論を許します。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

高木議員。

○10番（高木義道君） 今回の専決処分については、新型コロナウイルス感染拡大による経済状況が悪化する中で、政府が行った措置、自粛要請と不十分な補償によって引き起こされた民間労働者の賃金に合わせて期末手当等を引き下げる、そういった内容ではないかと思えます。

こうした引下げは厳しい人員体制の下で新型コロナウイルスや、あるいは頻発する自然災害への対応など、住民の皆様への命、暮らしを守るために奮闘している職員に冷や水を浴びせかけるものである、そのように判断しております。

国家公務員の給与引下げにより約770万人の職員、公務員等の方が大きな影響を受け、さらには民間事業者にも影響を及ぼして、コロナによって冷え込んでいる経済に対して国民の消費を一層冷え込ませる負のスパイラルを生み出すものであると考えます。よって、内需拡大には

全労働者の賃上げこそ必要であり、消費冷え込みにさらに追い打ちをかけるような、こうした期末手当の減額には反対をするものであります。以上です。

○議長（和田佳活君） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 大井議員。

○3番（大井雅雄君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本議案につきましては、国家公務員の一般職の職員の期末手当の改定に伴い、関係条例であります尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分により条例の一部を改正したものであります。

当局からの説明によりますと、改正の内容につきましては、国家公務員の一般職の職員の期末手当の改定の例に倣って改正しているとのことであります。また、条例改正の手續につきましても、専決処分をするに至った経緯や条例改正の趣旨に関し、昨年11月16日に開催されました全員協議会にて丁寧な説明をいただいております、いずれも理解できるものであります。当局におかれましては、今後も法令遵守に努めていただくとともに、新ごみ処理施設供用開始に向けて着実に事業を進めていただくことを期待し、本議案に賛同するものであります。議員各位におかれましては、議案第1号に御賛同いただきますようお願い申し上げます、私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長（和田佳活君） ほかにありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第1号の討論を終結します。

ここで暫時休憩いたします。

（午後2時39分 休憩）

○議長（和田佳活君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時39分 再開）

○議長（和田佳活君） これより議案第1号の採決に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案を承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(和田佳活君) 挙手多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

続きまして、議案第2号 尾張北部環境組合公正入札監視委員会条例の制定について質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 水野議員。

○1番(水野正光君) 公正入札監視委員会ということで、公平公正を図るために第三者機関に投げるといって、基本的に賛成といいますか、こういう形のものが必要であろうというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、一般的に入札妨害や談合というのは犯罪というか、そういうものであって、警察とか司法に委ねたり、あるいは公正取引委員会に委ねることが一般的だろうと思います。今の局長の説明の中で、そういったところに至らなかったということなんですが、もう少しその辺のところ、今回の監視委員会の役割と、そういった犯罪性というか、そういったものとの関係といいますか、この監視委員会をつくるに当たってはそういったところをいろいろ検討されたと思いますが、その辺のところをもう少し御説明いただきたいと思えます。

○議長(和田佳活君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 事務局でこれまでの間、関係者にお話を伺ってまいりましたが、入札妨害についての結論を出すまでには至っていないということから、第三者機関の方に御相談するというか諮問して答申をいただくという考えに至りました。

また、この第三者委員会、国のほうが入札監視委員会の第三者委員会の運営マニュアルを出しております。そのマニュアルによりますと、談合情報への対応については警察などとは違うということから強制捜査権も持たないため、その調査に限界があること、違法行為の認定を行う権限を持たない機関であることを留意した上で適切に運営する必要があるとされております。ということから、委員には弁護士の先生にも入っていただくということを予定しておりますので、弁護士の先生と第三者機関の運営についてしっかり打合せをした上で進めてまいりたいと思っております。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 水野議員。

○1番(水野正光君) 分かりました。役割が違うということで、明確にその辺はされていると思いますが、いずれにしても公平公正ということで一定の第三者機関の答申になりますかね、そういったものが本当に市民の理解が得られるような形のものである必要があるということとは

指摘させてもらいたいと思います。

もう一点伺いたいのは、今回3筆の土地の話がありましたけれども、それも入札に絡んで出てきたという話なんです、この問題も監視委員会で調査の対象になるのか、あるいは話合いで解決するという事でされていますので、このままやっぱり話合いを継続して解決されるものなのか、その辺の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 入札妨害に関する調査と土地の取得については別物だと考えております。

実際に土地については令和元年、2年の2か年度で購入していくという計画で進めています。その中で、入札のほうの方が後で始まったということでもあります。こちらのほうはそれぞれ進めていくということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 水野議員。

○1番（水野正光君） いずれにしても、市民、住民が納得できる形の方で解決していただきたいと思います。

それから、もう一つお聞きしたいのは、公平公正という点で第三者委員会の委員3名ということですが、これはきちっと公表されて任命された方が、当然条例ですからきちっとされるということを確認したいと思います。

○議長（和田佳活君） ちょっとよろしいですか。

堀議員、ちょっと静かにお願いします。

○1番（水野正光君） それともう一つ、その委員会の会議ですが、会議そのものは非公開ということだろうと思いますが、ただ会議の内容については議事録なり会議録なりきちっと公表されるというふうに理解しますが、それでいいのかどうかお伺いいたします。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） まず、委員の名前については公表する考えはございません。静かな中で議論を進めていただくということを考えております。答申が出た後の資料などにつきましては、組合の情報公開条例の規定に沿って処理をしていくという形になりますので、場合によっては不開示情報のものについては公表してまいりません。

○議長（和田佳活君） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 1点だけ。

これ令和3年度の予算ですので、いつから始めて、大体期間としてどれぐらいを想定されているんですか。ここで長くなっちゃうとずっと遅くなるもので、ある程度期限を切って答申をお願いするのか、ちょっと教えてください。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 予算のほうは令和2年度と3年度双方にまたがった予算をお願いしております。会議の進捗にもよりますので、具体的な時期まではお答えしかねますが、このような重要案件でございますので、丁寧な議論をしていただきたいものの、できるだけ早く答申をいただきたいということで、委員会の事務局としての役割もしっかり担っていくよう進めてまいります。決して期限を切ってしまうというよりは、議論を尽くしていただいて答申をいただきたいというような考えでおります。

○議長（和田佳活君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 公正入札ということで、3名の方ということでありますけれども、入札の結果に対してこの3名の方が正当かどうか、異常がないかということ判断するということとあります。あるいは入札の経過について判断をするものであります。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 今回は入札途中で一時中断しておりますので、それまでの間の事務局がつかんでいる情報、あるいは関係者の方に伺ったヒアリング結果なども検証していただき、必要があれば補充調査もしながら、この入札についてのお考え、答申をいただき、それをもって大きな材料として次の展開にしていきたいと考えております。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 3人ですけれども、人数的には3人で十分なわけでありませうか。弁護士さんとか含んでおるわけでありませうけれども、その辺りの人数的なところはどうか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） こちらは国土交通省の談合防止マニュアルによりますと、有識者からの意見聴取、意見を伺うというときには二、三名というようなマニュアルもございました。また、公正入札第三者委員会を立ち上げるマニュアルを読みますと、国のほうのマニュアルですが、現状分析として県や政令都市は5名の場合も多いんですが、市町村の場合は3名、ある

いは5名が実態であるということから、4名というのではないのかもしれないですけど、3名ということで、決して少な過ぎて議論していただけないということはない。十分3人の学識経験者の方等で議論していただけると思っております。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 高木議員。

○10番(高木義道君) 先ほど言われたように、入札途中も含めて入札結果についても答申をいただいて、これは正当であると、あるいはそういった見識をお伺いするというので、それを入札の結果に反映をすることによっていいわけですか。

○議長(和田佳活君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 説明が悪くて申し訳ありません。

入札結果までいったところまでではなくて、現状ですね、現在までの情報をお知らせしたところで、この入札を今後どうしていったらいいか、お考えをお伺いしたいということで、最後まで入札が、落札者が決まってから、そこまで終わってからのことではなくて、入札公告からこの間までのということでございます。答申が出たところで委員の任期は終了という考えであります。

○議長(和田佳活君) よろしいですか。

ほかに。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 堀議員。

○6番(堀 元君) 各位の質問でお聞きしておりまして、この委員会の情報調査等をしていただけるということでございますけれども、その結果、入札の要綱等を変えられるということはあるでしょうか。

○議長(和田佳活君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 結果が出ていないうちからお答えしづらいところがありますが、入札のほうは今回諮問することは入札妨害に関することですので、入札要件につきましては諮問に入れないうちでございますが、委員会の中での御判断で議論がされれば、答申の中に盛り込まれるかもしれないということでございます。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 堀議員。

○6番(堀 元君) この委員会設置ということについて、私は賛成です。大いにしっかりと調査していただくということで賛成ですが、妨害等現在の状況がいろいろある中で、この調査をしていただいて白黒をはっきりさせて、グレーということはなしにして対応していただきました。

いと同時に、仮に何ともないというようなことであれば、これは速やかに入札をそのまま進めていただけたらいいなと思いますし、まず現在の入札妨害等で遅れたというようなことが前ありましたね。この住民よりの怪文書のようなもので、うわさがあるからというようなことでしたね。そういうことが考慮してこれをやられると思うんですが、これはしっかりとその点精査して調査し答申していただきたいというふうに思います。

まず、その前に現在の状況の中で入札がされる予定のメーカーがあるかないか。何社ぐらいあるんですか。そこをお伺いしたい。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 現在、入札の途中でございます。中断している途中でございますので、入札中に業者さんの数を言うことは、この案件に関わらず契約事務としてはないです。

○6番（堀 元君） 分かりました。

じゃあ、それで、現在の要件で入札を予定してみえるメーカーがあるならば、仮に答申等で要件を変えろというふうになると、それ自体が入札妨害になるのではないですか。今のままで入札をしてもいいという社が何社かあるかもしれません、あると思うんですよ。その中で、この要件を変えろということになってくると、その社に対しての入札妨害になるんじゃないですか。それと同時に一番初めに要件をつくったのはどこですか。事務局でしょう。この要件で入札がどうもいかんというようなことになれば、初めの要件をつくったのは事務局でしょう。この責任も取ってもらわないかんことになるよ。

○議長（和田佳活君） 堀議員、それは質問ということで、御意見ということでよろしいでしょうか。

○6番（堀 元君） 一応お聞きします、その点はね。

○議長（和田佳活君） 暫時休憩します。

（午後2時55分 休憩）

○議長（和田佳活君） 休憩を閉じます。

（午後2時55分 再開）

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 入札要件を設定いたしましたのは、入札説明書に設定しましたのはもちろん組合でございます。今回、入札監視委員会には入札妨害の件で諮問をする予定でございます。要件についてどうだったかということは諮問事項に、先ほどの繰り返しになりますけど、入れる考えはございません。

ただ、先生方の議論の中で出てくれば答申としてはあり得るかもしれないんですけど、入札の募集要項と入札妨害は関係しているという考えではなく、入札妨害についてのみ今回諮問をして御議論していただきたいと考えております。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 堀議員、3回目ですので要望なり意見という形でまとめていただけますでしょうか。

○6番（堀 元君） 3回目ということになると慎重に聞かないかんね。

○議長（和田佳活君） 要望か意見ということで、最後まとめていただけますか。質疑じゃなく。

○6番（堀 元君） 先ほど何点か申し上げましたけれども、我々が聞くところによると、この妨害のうわさがあるというようなことで入札は延期したということは正式に言われましたわね、前にね。よく検討するということが言われましたね。このうわさがあるということで、それも正式に一応公文書でお聞きしたことが聞いてありますので、ここに回答書もありますので、ここで読み上げてもいいんですが、長くなりますからやめますが、その点について当局がどのように今後対処されるのか。今ここではっきりと主張していただくと同時に、今のままで何も不備がなかったら、そういううわさのようなことがなかったならば、このままの要件で入札を進められますか、どうですか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） まず、うわさ云々のことですけど、ただ単にそういった怪文書が1枚届いたから中止したということではなく、総合的な判断の中で調査が必要であると、このまま進めるのではなくて、一步立ち止まって調査する必要があるということで今回一時中断をしているところであります。

入札監視委員会の答申を踏まえて、最終的には組合で決断していくと、決定していくということでございますので、入札監視委員会そのものの意見がストレートではなくて、それを尊重した上で組合としてしっかり判断していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○6番（堀 元君） ちょっと言ってみえることが違いますので確認の意味で、質問じゃないですよ、確認の意味で。

○議長（和田佳活君） 堀議員。

○6番（堀 元君） すみませんね。

実は会議録というか、当局に正式に質問状を送付させていただきました。それに対しての回答の中に、うわさの真偽について調査するため入札の執行を一時中断したところであります。公式ですよ、これは。今言ってみえることと微妙に違うんじゃないですか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） そういった情報があったということで、いろんな情報が舞い込んでくる中で調査が必要だということでもあります。皆さんにも御報告いたしましたけれど、これまでにそういった匿名の文書が来たということもございます。ただ単にそれが1枚来たから中止したということではなく、それ以外の情報も踏まえて総合的に判断したということです。もちろん匿名のお手紙なんかも入札監視委員会のほうに報告して、材料として提供して、御議論の材料にさせていただくことを考えております。

○議長（和田佳活君） 堀議員、ちょっと質問が繰り返しになっておりますので、よろしいでしょうか。

○6番（堀 元君） はい。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） こちらは第三者機関ということで独立性の高いものでございますので、事務局でコントロールできるということではございません。むしろできないと考えてもらったほうが結構です。

ただ、議論を進めていただく上での準備などにつきましては、精いっぱい事務局としてサポートし、早い段階で答申がいただけるよう議論を加速するための事務局としてのことはやっていきたいと思いますが、中身については独立したということでどうなるか分からないと言ったらあれですけど、御議論してみないと分からないと。答申については、ありきではないということでございます。

○議長（和田佳活君） 事務局の申したとおり、独立性を持って進めていくということでございますので。

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の質疑を終結いたします。

これより議案第2号の討論を許します。

議案第2号 尾張北部環境組合公正入札監視委員会条例の制定について、討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第2号の討論を終結します。

暫時休憩いたします。

(午後 3 時02分 休憩)

○議長（和田佳活君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時02分 再開)

○議長（和田佳活君） これより議案第 2 号の採決に入ります。

議案第 2 号 尾張北部環境組合公正入札監視委員会条例の制定についてを採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（和田佳活君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 3 号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 専決で 5% 下げて、この議案で 2.5%、100分の125で上げるというような議案なんですか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 年間で 2.55 か月にするというので、6 月期と 12 月期を半分の 1.275 月にするというものでございます。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） この前と旧と新のところで、「100分の125を乗じて得た額に」というところが「100分の127.5を乗じて得た額」というふうになっておるわけだよね。だから、基本的には期末手当の額はということで増えておるといふふうに解釈できるのではないんですか。

○議長（和田佳活君） 暫時休憩いたします。

(午後 3 時04分 休憩)

○議長（和田佳活君） 会議を再開いたします。

(午後 3 時06分 再開)

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 結局は引き下げるといふことやね。いわゆる今の国家公務員が期末手当の答申に合わせて市町の、この場合は一部事務組合の期末手当も下げますよといふことなんですよね。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 国家公務員の期末手当の改定に倣って合わせたといふところでございます。

○議長（和田佳活君） ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の質疑を終結します。

これより議案第3号の討論を許します。

議案第3号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） まず、本案に対する反対の討論の発言を許します。

高木議員。

○10番（高木義道君） 1号議案で反対しております。同様にこの3号議案も反対をいたします。

○議長（和田佳活君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○4番（河合正猛君） 1号議案で賛成討論をしておりますので、ありません。

○議長（和田佳活君） ほかに討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第3号の討論を終結します。

暫時休憩いたします。

（午後3時08分 休憩）

○議長（和田佳活君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時08分 再開）

○議長（和田佳活君） これより議案第3号の採決に入ります。

議案第3号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改

正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(和田佳活君) 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第5号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 高木議員。

○10番(高木義道君) 第5号は補正ですよ。

○議長(和田佳活君) はい、そうです。

○10番(高木義道君) 先ほど事務局のほうから繰越明許について説明がありまして、2,054万3,000円、土地のほうが1,695万5,000円で、あともう一つ言われた350万1,000円ですか、これは何でしたかね。

○議長(和田佳活君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) こちらは基本設計策定等委託料でございまして、入札が一時中断しておりますので、委託業者さんにサポート、支援していただこうと思っていた業務が10月からなくなっているとか止まっているということで、新年度に繰り越したいということでございます。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 高木議員。

○10番(高木義道君) 土地のほうは、これ今かなりな金額で令和3年度に移行するわけでありましてけれども、この取得の見込みと申しますか、方向性ですね。令和3年度中に決着をつけないかんと申す気持ちはあるでしょうけれども、方向性、獲得できるのか。何か先ほど説明の中では土地に関する職員を減らすと、そんなような説明もありましたよね。非常に土地取得でハードルが高いのではないかなということを考えるわけでありましてけれども、繰越明許で計上して、その見込みはどうなんですか。

○議長(和田佳活君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 繰越明許をお願いしております3筆につきましては、その所有者につきましては事業そのものには反対していないことから、新年度も引き続き予算措置をした上で2年度から3年度に切れ目なく交渉をしていきたいと、そういった考えから今回繰越明許をお願いするものでございます。

言われるように、残ってきた土地については困難さがあったことから、だんだん残ってきたということですが、用地グループは廃止してでも1名、本来は6名体制のところを7名の職員体制をお願いいたしまして、こちら用地取得につきましても取り組んでいきたいというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 高木議員。

○10番(高木義道君) 関連で11ページのところに公有財産の購入費で減額で4,047万2,000円というのが計上されて、少し7筆だとか、市道だとか、白地のところとかいう説明がありましたけれども、これ、令和2年度の中で交渉といいますか、契約予定のものが実際かなわなかったもので、ここで減額しているということなんですかね。

○議長(和田佳活君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) そのとおりでございます。

こちらのほうは、先ほど申し上げましたとおり、墓地とか事業そのものに御理解が進んでいない方の土地でございます。交渉が進み、見込みが立ってきた段階で補正予算をお願いするということで、当初から予算を計上することは見送っております。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 高木議員。

○10番(高木義道君) もう一点、同じページで、派遣職員の人件費負担金も減額になっておりますね、50万6,000円ですか。これの減額の要因は何ですかね。

○議長(和田佳活君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 内訳というのは、負担金の内訳で、市町ごとの内訳でしょうか。

○10番(高木義道君) 11ページのね。

○事務局長(坪内俊宣君) 今回50万の減額をお願いしております主な理由は、職員の時間外の手当を見込んで減ってきたというところから50万円減額できたということが主な理由です。

また、個人によって扶養が変わったりとか、いろんな状況で変わってきますので、主な理由としては時間外の執行が少なく済みそうだという見込みで50万円の減額をしております。

○議長(和田佳活君) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(和田佳活君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の質疑を終結いたします。

これより議案第5号の討論を許します。

議案第5号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第2号)について、討論はあ

りませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(和田佳活君) 討論なしと認めます。

これをもって議案第5号の討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午後3時15分 休憩)

○議長(和田佳活君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後3時15分 再開)

○議長(和田佳活君) これより議案第5号の採決に入ります。

議案第5号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第2号)について採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(和田佳活君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第6号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計予算について質疑はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 高木議員。

○10番(高木義道君) 11ページの議会運営費負担金というのは133万6,000円のやつなんですけれども、これは名目的には何に対する負担なんですかね。

○議長(和田佳活君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 歳出の議会費でございます。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 高木議員。

○10番(高木義道君) 議会費というのは何なんですか。

○議長(和田佳活君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 予算書で言いますと12ページ、13ページに歳出の議会費がございます。そちらで来年度、令和3年度は議会費133万6,000円の計上をしておりますので、そちらを議員定数割で各市町にお願いしたいという予算でございます。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 議会費として計上されている費用弁償だとか消耗品費だとかバスの借上料とか、そういうのを含めた分の各市町、2市2町の均等割ということなんですね。分かりました。

その次に、15ページの報酬で、会計年度任用職員に84万1,000円。この会計年度任用職員という今の報酬84万1,000円は、前年度に比べてどのような内容になっているんですかね。

○議長（和田佳活君） 暫時休憩いたします。

（午後3時19分 休憩）

○議長（和田佳活君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後3時20分 再開）

○事務局長（坪内俊宣君） 3年度の会計年度任用職員の関係でございます。時間単価は同じ980円掛ける5.5時間掛ける156日ということで、昨年度の予算でいきますとこの156日が数日違うかもしれませんが、週3日、1日5.5時間をお願いしております。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） そのすぐ下にある期末手当も10万6,000円ですか。これはどうなんですか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） この期末手当につきましては、昨年6月分はありませんでしたので、12月分だけということでしたので、約半分と。今回は6月、12月同じ額で5万3,000円掛ける2回ということで計上させていただいております。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 18ページの建設事業費ですね。1億3,144万6,000円が前年度と比べて少なくなっていると。これの要因はどういったことなんでしょうか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 先ほども少し申し上げましたが、歳出減が1億3,600万ですが、建設事業費のうち用地取得費で前年度対比約8,000万円の減、環境影響評価アセスのほうの調査が終結してきましたので4,900万、この2つで1億2,900万、約1億3,000万の減ということで、主な理由はこの2つでございます。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） その項目の中に、いわゆる用地の公有財産購入費というのが多分どこかで入っておらないかんですよ。そういうのは今回の予算では計上されておるんですか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 公有財産の関係につきましては、交渉が一定の成果を見始めたときに改めて補正予算をお願いするという形でございます。

契約事務が進んでいる、交渉が一步進んでいる3筆につきましては、切れ目ない交渉をするということで繰越明許費をお願いしておりますので、当初予算のほうにも入っておりません。

○議長（和田佳活君） 高木議員、ちょっとオーバーしておるんですけど、同じ……。

○10番（高木義道君） 内容が違うんですよ。1議案だけだよ。

○議長（和田佳活君） よろしいでしょうか。

最後に要望か何か意見だけあれば、意見か要望ということで。

○10番（高木義道君） ちょっと分からんところがもう一件。

○議長（和田佳活君） 一応規定になっておりますので。よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（和田佳活君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号の討論を許します。

議案第6号の令和3年度尾張北部環境組合一般会計予算について、討論はありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） ずっと予算、決算についても反対をしまいましたが、建設事業費の中に含まれている、いわゆる環境アセスだとか、あるいは土地取得等に関する中身について、本当に地元の同意、そして地権者の同意を得てしっかり予算を組んで進めるのが原則ではないかと。

10年、20年ではなくて、20年、30年の大きなごみ処理施設の整備計画でありますから、スタートをしっかりと行って、環境アセスもしっかり行って住民の合意を得て造り上げる、そうした立場でしっかりと問題といいますか予算の提起もし、中身も充実していく必要があるのではないか、そういうふうを考えておりますので、もう一度立ち止まってしっかりと住民合意を得

るための努力をすることと同時に、基本的に交渉結果だとかいろいろな入札関係において尾張北部環境組合の議員に対する情報提供が非常に少ない。外部でかなりうわさだとか情報が飛んでおる割には、議員の全員協議会でもなかなか現状について情報が示されていないと。やっぱり事務局や、あるいは管理者等も追認の議会ではなくて、やっぱりこの問題について各市町の代表議員がしっかり討論できるような、そうしたことも併せて考えて住民の合意で地元の地域の要望も満たすような、そうした内容で予算を提示していただきたい。

(発言する者あり)

○10番(高木義道君) 今は私の討論だから、反対討論は勝手にやってくださいよ。

○議長(和田佳活君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 鈴木議員。

○5番(鈴木 貢君) 議案第6号 令和3年度尾張北部環境組合一般会計予算につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本議案につきましては、新ごみ処理施設供用開始に向けて、令和3年度に予定している事業を執行するために必要な予算が計上された議案であると認識しております。本議案の内容を確認しますと、議会費及び総務費につきましては大半が経常経費となりますが、十分に精査されたものであると考えています。

建設事業費につきましては、委託料が大部分を占めていますが、その内訳につきましては環境影響評価事後調査業務委託料、地歴調査業務委託料など新ごみ処理施設の設置のために必要な経費であります。また、環境影響評価事後調査業務委託とごみ処理施設整備運営事業についての債務負担行為が設定されていますが、いずれもごみ処理施設の整備、運営を推進する上で必要な手続であります。当局におかれましては、新ごみ処理施設供用開始に向けて着実に事業を進めていただきたいことを期待し、本議案に賛同するものであります。

議員各位におかれましては、議案第6号に御賛同いただきますようお願い申し上げまして、私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長(和田佳活君) ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(和田佳活君) 討論なしと認めます。

これをもって、議案第6号の討論を終結します。

暫時休憩いたします。

(午後3時28分 休憩)

○議長（和田佳活君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3 時28分 再開）

○議長（和田佳活君） これより議案第 6 号の採決に入ります。

議案第 6 号 令和 3 年度尾張北部環境組合一般会計予算について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（和田佳活君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。閉会に当たり挨拶を申し上げます……。

○6 番（堀 元君） もう終わり。

○議長（和田佳活君） はい。

○6 番（堀 元君） 終わりですか。

○議長（和田佳活君） はい。

○6 番（堀 元君） 緊急動議。

○議長（和田佳活君） 堀議員。

○6 番（堀 元君） 4 号議案が取り下げられましたね。そのてんまつが全然説明も何もないんですが、正確にそのてんまつを教えてください。

○議長（和田佳活君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時29分 休憩）

○議長（和田佳活君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3 時30分 再開）

○議長（和田佳活君） 議員の皆様には終始御熱心に御審議いただき、全ての案件に対し適切な議決をされまして無事閉会できましたことを厚く御礼申し上げます。

組合当局におかれましては、今期中議員の皆様から述べられました御意見を十分に尊重されまして、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

最後に管理者、御挨拶をお願いします。

○管理者（澤田和延君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして慎重に御審議を賜り、ありがとうございました。

また、各議案に対しまして適切なる御決定をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日、議員各位よりいただきました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。議員の皆様方におかれましては十分御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けまして一層の御高配と御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（和田佳活君） これをもって、令和3年第1回尾張北部環境組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午後3時31分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長 和田 佳活

議 会 議 員 鈴木 貢

議 会 議 員 齊木 一三